■道路工事のお知らせ

（建設環境課）

町道の補修工事を次のとおり実施します。工事期間中は通行止め等で大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をよろしくお願いします。

【町道8号線道路舗装工事】

・工事期間　8月中旬から9月下旬まで

・工事箇所　幸主地内

【町道57号線道路舗装工事】

・工事期間　8月中旬から9月下旬まで

・工事箇所　川妻地内

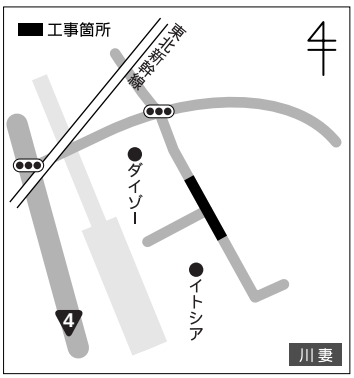

【町道58号線道路側溝補修工事（第3工区）】

・工事期間　8月中旬から9月下旬まで

・工事箇所　元栗橋地内

○お問い合わせ

建設都市計画G（内線291）

■幸手市戦略的環境影響評価報告書説明会の開催について

（建設環境課）

埼玉県要綱に基づき幸手市が行っている戦略的環境影響評価の報告書について、説明会を開催します。

○日時　8月10日(月)　午後6時から7時まで

○場所　中央公民館　2階A研修室

○お問い合わせ

五霞町役場　建設環境課（内線292）

幸手市企業誘致推進室　☎0480(43)1111（内線543）

■8月から11月は全国統一農地パトロール月間です

（産業課）

農地は国民の食糧を生産する基盤であり、国土保全や景観維持など公共財産ともいうべき大切なものです。

農業委員会では、優良農地の保全及び営農環境整備の一環として、農地の無断転用や遊休（耕作放棄）農地の発生防止と解消等を目的に年間を通して定期的に「農地パトロール」（農地の巡回点検指導）を実施しています。

また、これらの違反農地が確認された場合は、農地の所有者の方に対しての是正指導も行なっています。

大切な資源を次世代へつなぐうえでもみなさんの力で農地を守っていきましょう。

○農地転用には許可が必要です

必ず許可を

農地を住宅・倉庫・作業所などの目的に使用するなど農地以外に利用する場合には、事前に農地法に基づく転用の許可が必要です。資材置場や残土置場などのために一時的な利用をする場合も同様です。

○違反すると罰則があります

許可を受けずに行った農地転用は、農地法違反であり農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、都道府県知事より工事の中止、原状回復などを命じられます。

また、これらに違反した場合には、罰金が科せられます。

○お問い合わせ

農業委員会G（内線225）

■農用地区域からの除外申請受付が10月から9月に1カ月早まります ※今回のみ

（産業課）

食料の安定供給と農地の有効活用を図るため、農地法等の一部を改正する法律が平成21年6月17日に成立し、同月24日に公布され年内中に施行される予定です。

法律の改正により、事業計画の見直し等、支障がでる場合がありますので、**今年10月受付に限り**、1カ月前倒しして9月に農用地区域からの除外申請受付を行います。

（手続概要）

農用地区域内にある農地を農地以外（宅地や資材置場など）として利用する場合は、農用地区域からの除外手続きが必要です。除外した後、さらに農地転用、開発許可申請等も必要になります。手続きに終了までに約8カ月要します。

他法令との関係から希望どおりにならない場合もありますが、円滑な手続きが行えるように、申請される前に一度ご相談ください。

○受付期間　9月1日(火)から10月13日(火)まで

○受付場所　産業課

○提出部数

3部（原本1部、写し2部）及び各種証明書類

○お問い合わせ

地域産業G（内線261）

■今年金婚式を迎える方へ

（健康福祉課）

9月20日(日)に高齢者福祉大会を開催します。その中で、今年入籍50年目を迎えられるご夫婦をお祝いしますので、お申し込みください。

○対象者　今年度金婚（入籍50年目）を迎えられる町内在住のご夫婦（昭和34年4月1日から昭和35年3月31日までの入籍のご夫婦）

○お申し込み期間

8月14日(金)まで

○注意　五霞町に本籍地がない方は、戸籍全部事項証明書等（婚姻期日が明記されているもの）をご持参ください。

○お申し込み・お問い合わせ

高齢者支援G（内線239）